

ひとこと

税金とビールの味

森 信 茂 樹

かつて大蔵省に勤務した際、主税局でビールの税金を担当したことがある。ちょうどその時、発泡酒の税金問題に遭遇した。当時の状況を私なりに解説すると、以下のとおりである。

90年代初めごろから、大手4社のうちの2社が、発泡酒という税法上の区分のお酒を製造・販売し始めた。味はビールとそれほど変わらない。外見もビールと同じで、コンビニなどでもビールと同じ棚に並べて販売され、売り上げを伸ばしつつあった。

発泡酒というのは、酒税法上の定義では、使用される麦芽の比率がビールより少ないもので、その分税金が安い。当時は「麦芽比率67%以上がビールで、67%未満が発泡酒。発泡酒はさらに2つに分かれ、麦芽比率が25%未満のものはさらに税金が安い」という3重構造であった。これは、「麦芽こそがビールの味を決めるもの、麦芽の低いものはビールではない」という業界の認識によるものであった。

当時発売されていた発泡酒の麦芽比率は65%で、ビールの下限である麦芽比率67%とわずかしかなかった。麦芽比率を調整することにより、味は劣るが税率が低いので値段が安い商品として、発泡酒が開発・発売されたのである。当時、発泡酒を発売していな

い2社の担当者は、「麦芽の比率を低く抑えることは難しい技術ではない。」「麦芽比率の低いものを作れば税金が安くなることはみな承知だが、それはビールの味を落とすことになるのでやらない」という認識で、ビールの味をまずくして税金を安くした発泡酒には否定的であった。

これを、税制当局から見ればどのようなことになるのであろうか。

ビールと同じ棚に陳列され、麦芽比率はわずかしかなかった。消費者は、安いビールとして買っている。「同じものには同じ税率」という物品税時代からの税制当局の哲学からすれば、ほっておくわけにはいかない。税収という観点から見れば、税金の安い発泡酒の販売は伸びたが、税金の高いビールの販売は低迷しトータルとしての税収は落ち込むことになる。

そこで、税金の大幅な見直しが必要ということになった。その際、メーカーが新商品を開発したのにすぐ増税というのは、民間の開発努力を損なうものであるという声があった。しかし、麦芽比率だけで調整するというのは、新商品とはいえないという反論があり、さらに、外見がビールそっくりで消費者も安めのビールとして購買していることは問題との意見も出て、95年暮れの自民党税制調査会で増税が決まった。

もりのぶ しげき：中央大学法科大学院教授

その際、麦芽比率50%がメルクマールとされ、50%未満であれば味はビールとは言えず、異なるお酒となるので税金は安くてもいい、と考え方が整理された。これで落ち着くかと思われたビールの税金問題であるが、税収の更なる落ち込みを懸念して税負担はその後もう1度引き上げられた。

このような度重なる増税を踏まえてビールメーカーは、麦芽比率にこだわらない、画期的な商品である「第3のビール」を開発した。これは、麦芽比率を抑えることによりビールを発泡酒にする、という従来型の発想から抜け出て、麦芽を一切使用せず、えんどうタンパク等を原料としたもので、酒税分類上は「その他の醸造酒（発泡性）」と呼ばれるものである。税務当局の予想を超える商品開発といえよう。

ここまでくれば、これは立派な新製品だから、「同じものには同じ課税」という税務当局の原則は適用されない、と業界は考えた。しかし2006年に税率はふたたび引き上げられ、「第3のビール」は4円（350ml缶）の増税（ビールは1円の減税）となったのである。

この話はさらに続く。最近では、麦芽比率50%未満の発泡酒に一滴でもリキュールを加えると酒の区分が変わり、税負担が減少する。これも「第3のビール」として売り出された。これは、新商品というより、手間のかからない節税ビールである。

このようにしてビール、発泡酒、第3のビール（「その他の醸造酒（発泡性）」と「リキュール（発泡性）」の2つ）と3つのカテゴリーのものが発売されている。

350ミリリットル缶に直すと、一缶当たりの税額は、ビールは77円、麦芽比率が25%以上50%未満では62円、25%未満は47円、第3のビールは28円と、4つの区分の商品が出回っていることになる。

以上みてきたことは、節税を図ろうという民間側の知恵と税収を確保したい当局との壮絶な戦いである。税金というものが、良くも悪くも民間経済に大きな影響を与える、ということの証でもある。

客観的に見ると、第3のビールのうち、ホップのかわりにえんどうタンパク等が原料として使用されているものは、立派な企業努力の認められるものであろう。一方で、発泡酒に麦スピリッツ等を加えたものは、少しでも加えれば酒類がかわり税金が安くなるので、税制当局からすれば、「企業努力は感じられず、脱法に近い」といわれかねないものである。

もう一歩進めて考えると、「ビールの味は麦芽の量で決まる」という基準が企業努力の結果崩れたのであれば、そもそもそのような基準は意味がなくなったとも言える。そこで、みんな同じ税率にするというのも一つの考え方だ。もっともそうなると、せっかくの企業努力が「泡」と消えるということになる。ビールのうまい季節がら、大変悩ましい問題である。

※この原稿の校正段階で、某メーカーが発泡酒から撤退するとの報に触れたが、感慨深いものがある。

税金の比較

	ビール	発泡酒	ビール風酒類 （その他の醸造酒）	ビール風酒類 （リキュール類）
麦芽比率	67%以上	25%未満	0	50%未満
酒税（350ml 缶）	77 円	47 円	28 円	28 円